フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

設定日　2006年3月31日　　決算日　原則　毎月15日

追加型投信／海外／債券

2025年5月30日現在

基準価額の推移（2006年3月31日 ～ 2025年5月30日）

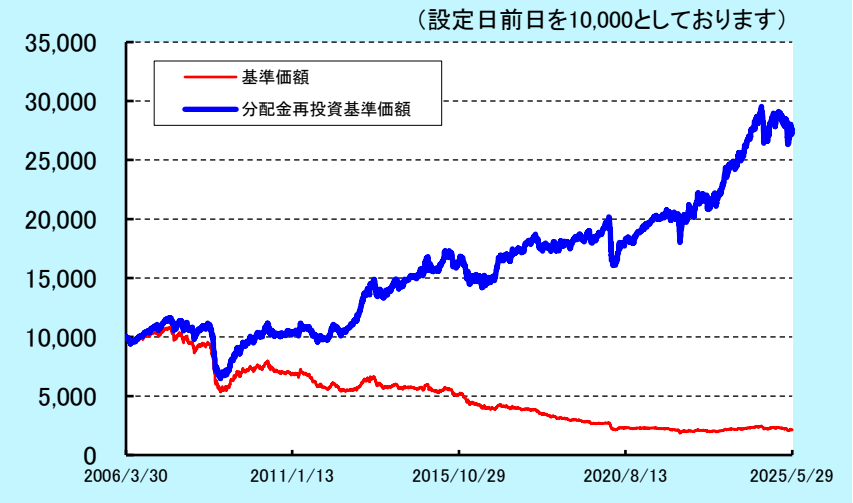

・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

基準価額

・基準価額および前月比は分配落後です。
・基準価額は当ファンドの信託報酬控除後の価額です。

2025/5/30	前月比	2025/4/30
2,139 円	2.3 %	2,091 円

基準価額の騰落率

・基準価額の騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算を行い表示しています。

1ヵ月	3.0 %
3ヵ月	▲2.4 %
6ヵ月	▲1.8 %
1年	▲3.1 %
3年	36.6 %
5年	60.6 %
設定来	176.1 %

資産構成

内訳	2025/5/30	2025/4/30
フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド	96.8 %	96.0 %
国内短期公社債マザーファンド	0.7 %	0.7 %
その他資産	2.5 %	3.3 %
純資産	15,067 百万円	14,603 百万円
元本	70,436 百万円	69,844 百万円

分配金の推移（1万口当たり、税引前）

2025年5月	15 円
2025年4月	15 円
2025年3月	15 円
2025年2月	15 円
2025年1月	15 円
2024年12月	15 円
設定来合計	11,940 円

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2025年5月30日現在

『フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド』の内容（1）　現地:2025年5月29日付け

ポートフォリオの資産構成

公社債組入比率	96.0%
その他	4.0%
合計	100.0%

・比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・ マーケッツ・デット・ファンドの純資産総額に対する比率です。

ポートフォリオの状況

デュレーション（年）	4.83
直接利回り（%）	7.83
最終利回り（%）	8.87
平均残存年数	7.95
平均信用格付け	BB+

・上記の数字は、ファンドの運用利回り等を示唆または保証するものではありません。
・無格付債については、利払いが正常に行われているものについてはB−、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として平均信用格付けを計算しております。
・平均信用格付けは、公社債・その他（キャッシュ等）の信用格付けを加重平均したものです。フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドおよびフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの信用格付けではありません。
・最終利回りは、キャッシュを含めたものです。最終利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。
・適切な利回りが計算出来なくなった銘柄については除外して、利回りを計算しています。

公社債の信用格付構成比率

信用格付	比率
AAA	9.2%
AA	0.7%
BBB+	2.0%
BBB	9.9%
BBB−	9.0%
BB+	7.3%
BB	16.8%
BB−	13.9%
B+	12.4%
B−	8.5%
CCC+	3.7%
CCC	2.5%
D	4.1%

・比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入公社債評価額に対する比率です。
・信用格付けは、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&Pグローバル・レーティング等を参考に作成しております。
・無格付債については、利払いが正常に行われているものについては B−、利払いが正常に行われず債務不履行の状態に陥っているものについてはD格として取り扱うものとしております。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2025年5月30日現在

『フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド』の内容（2）　現地:2025年5月29日付け

ファンドマネージャーのコメント

・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

市況の概況

欧米国債市場は、米国は軟調な一方、欧州は前月末対比でほぼ横ばいでした。米国では、パウエルFRB（米連邦準備理事会）議長が早期利下げに慎重な姿勢を示したこと、米中貿易協議の進展および米英の関税交渉の合意、ムーディーズによる米国信用格付けの引き下げ、米下院が大型の税制改革案の修正案を可決したことから米財政の悪化が警戒されたことなどにより軟調な展開となりました。欧州では、中旬にかけて米中貿易協議の進展などから軟調となりましたが、その後はトランプ米政権がEUに対する追加関税を表明したことなどから堅調となり、前月末対比でほぼ横ばいとなりました。
エマージング（新興国）債券市場は、先進国通貨建て債券市場、現地通貨建て債券市場ともに堅調な展開となりました。また、エマージング通貨は、前期末対比対円で上昇しました。米中貿易交渉の進展により関税が大幅に引き下がったことなどから、ドル高円安が進行する中、エマージング通貨は対円で上昇しました。なお、米国国債とエマージング債券の利回り格差を示す信用スプレッドは縮小しました。
先進国通貨建エマージング債券市場は、米ドル建エマージング債券の指標であるJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（2025年4月28日から2025年5月29日）で見ますと、米ドルベースでは0.9%、円ベースでは2.0%となりました。国別では、モルディブとルワンダが堅調となりました。一方で、ウクライナとポーランドが相対的に軟調となりました。
現地通貨建エマージング債券市場は、JPモルガンGBI-EM・ブロード・ダイバーシファイド・インデックス（現地通貨建ての国債インデックス）で見ますと、米ドルベースでは2.3%、円ベースでは3.4%となりました。国別では、南アフリカとアルゼンチンが堅調となりました。一方で、ルーマニアとドミニカ共和国が相対的に軟調となりました。

ポートフォリオの状況

当期は以下の取引を行いました。
ブラジルレアル建てIBRD（国際復興開発銀行）債を購入しました。ブラジルは新興国の現地通貨建て債券のデュレーションを積み増すにあたり最も魅力的な投資機会を提供しているとみています。実質利回りは依然として高く、期待インフレ率は低下しており、金融緩和局面の開始も近づいています。また、これまでの過大なレアル高はほぼ修正され、外部環境の改善に加え、引き続きキャリー取引（金利の低い通貨で資金調達して、金利の高い通貨で運用して利ザヤを稼ぐ取引）の対象として投資妙味があることもブラジルレアル建て資産の魅力を高めているとみています。

今後の見通し

米国政権が強硬姿勢を緩め始め、中国との融和を模索する中、リスク地合いは改善しています。米国が景気後退に陥る可能性はテールリスク（可能性は小さいが起こると甚大な影響がおよぶリスク）であると考えています。また、中国については、内需拡大と経済再編に向けてさらに多くの取り組みが必要となり、中国政府は不十分ながら景気の下支えを続けると予想しています。
国際商品価格の下落や資金調達環境の逼迫がもたらす潜在的な波及リスクについても認識していますが、借り換え状況からして大半の新興国は足元で市場に吹き荒れる嵐を乗り越えることはできると考えており、これは市場の混乱がただちにデフォルトリスクの上昇につながる可能性は低いことを意味しています。当戦略では選別的にポジションを積み増す戦略を採用しており、ポートフォリオに分散効果をもたらす国債を選好しています。引き続きバリュエーションでは不確実性プレミアムを考慮し、互いに相関が低く、適切なリターンが見込める固有リスクに注目しています。デュレーションの観点からは、スタグフレーション不安や地政学的動機に基づく脱ドル化の流れに起因する米国債の不安定な動きを注視しています。信用スプレッドが小さい長期債の魅力は薄れており、引き続き期間が短めの債券を選好しています。
こうした見通しの下、各国固有の状況等を考慮しながら積極的に投資機会を模索し、ポートフォリオを構築していく方針です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

このページは、「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

2025年5月30日現在

『フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド』の内容(3)　現地:2025年5月29日付け

組入公社債国別配分比率

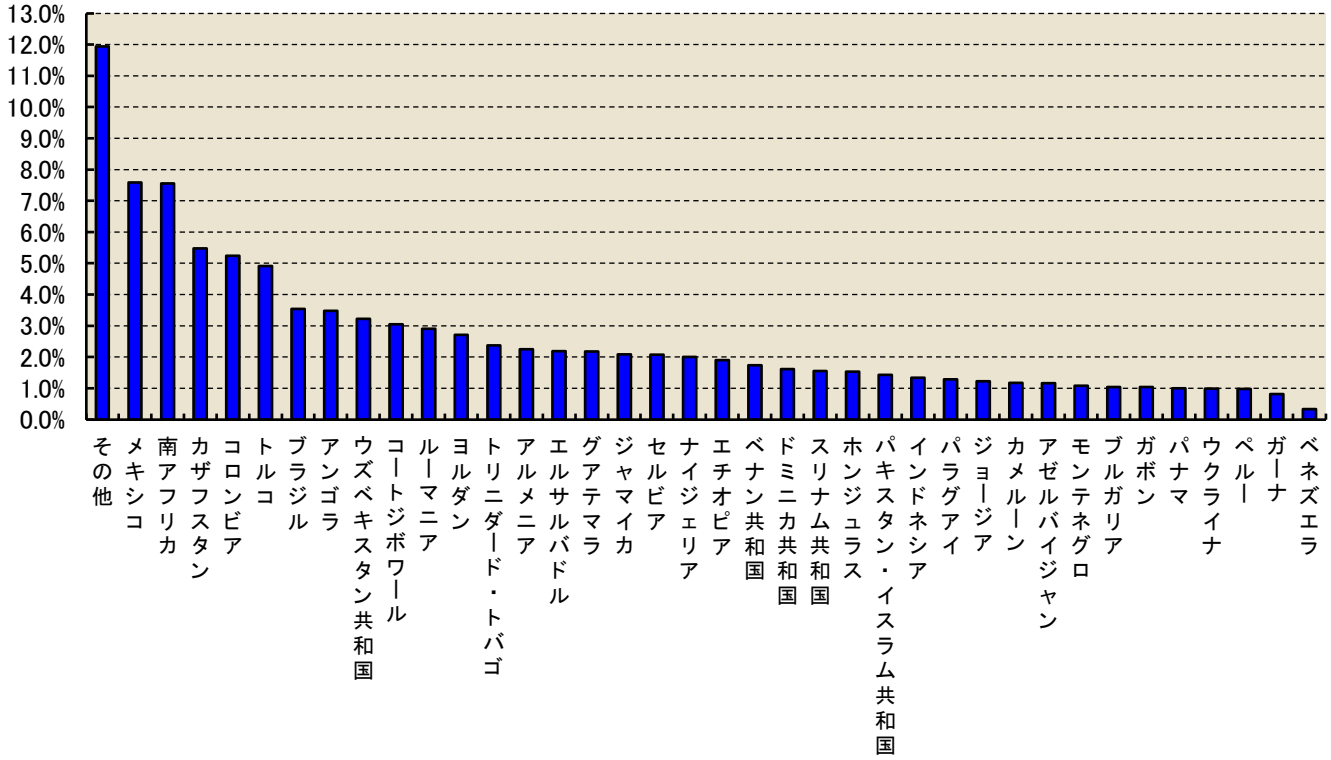

組入公社債地域別比率

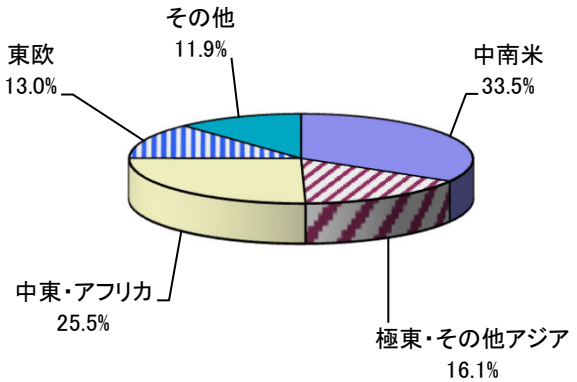

組入公社債通貨別比率

	通貨	比率
1	米ドル	66.1%
2	メキシコペソ	5.5%
3	南アフリカランド	4.6%
4	カザフスタンテンゲ	3.2%
5	コロンビアペソ	2.7%
6	エジプトポンド	2.7%
7	ポーランドズロチ	2.4%
8	ウズベキスタンスム	2.2%
9	ブラジルレアル	2.1%
10	インドネシアルピア	2.1%
11	ドミニカ共和国ペソ	1.6%
12	ユーロ	1.6%
13	トルコリラ	1.5%
14	ナイジェリアナイラ	1.0%
15	ジャマイカドル	0.7%

・各比率は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの組入公社債評価額に対する比率です。

・「その他」は、国際機関債です。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne株式会社

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

2025年5月30日現在

（ご参考）

各為替レートの推移は、参考のため掲載しているもので、当ファンドおよび当ファンドで組み入れる投資信託証券等が投資する通貨を示唆または保証するものではありません。また、将来の運用成果や市況変動を示唆するものでもありません。

為替レートの設定来の推移（対円）

為替（米ドル）

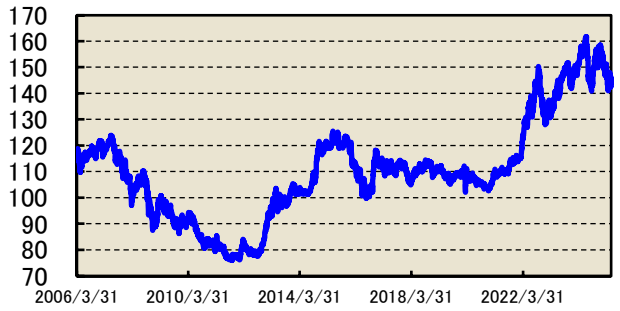

為替（ユーロ）

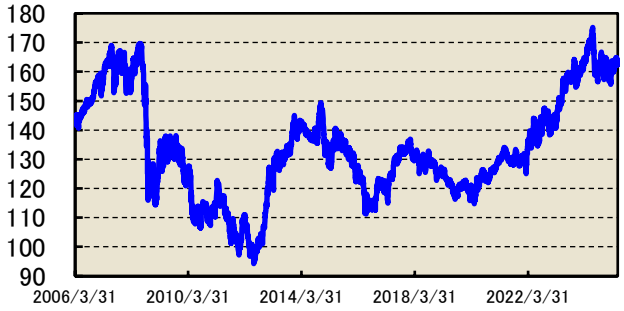

為替（ブラジルレアル）

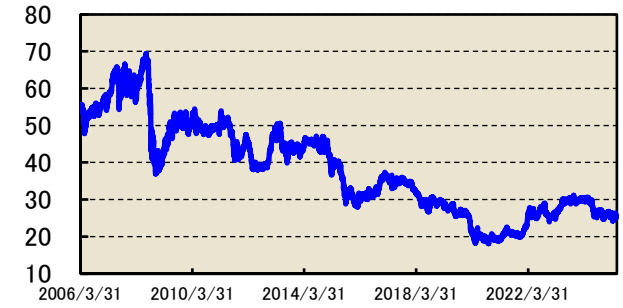

為替（メキシコペソ）

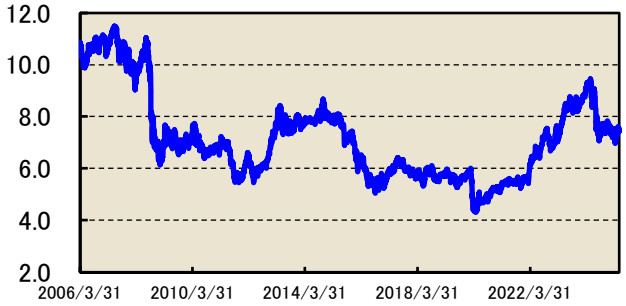

為替（インドネシアルピア）

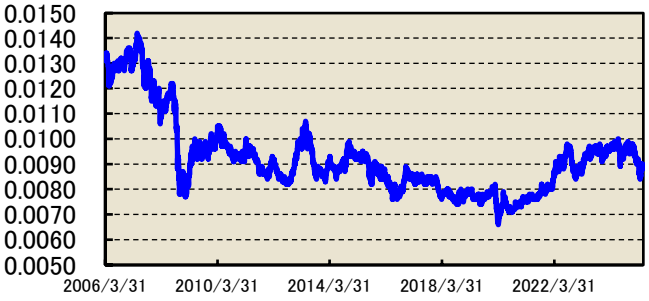

為替（南アフリカランド）

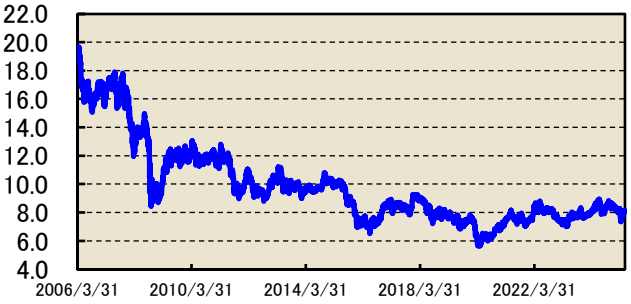

為替（ポーランドズロチ）

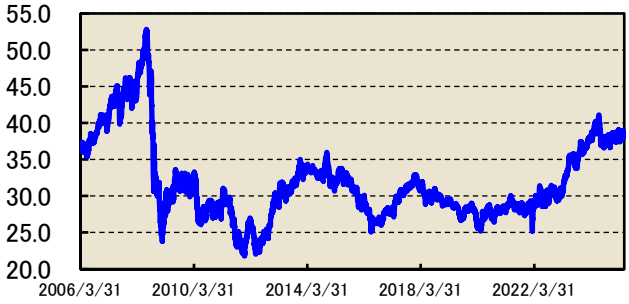

出所：各種データを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

2025年5月30日現在

（ご参考）

（以下、JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan EMBI Global Diversifiedと英語表記します。）

JPMorgan EMBI Global Diversifiedの設定来推移　※同指標を発表する機関のデータを基にアセットマネジメントOneが作成しております。

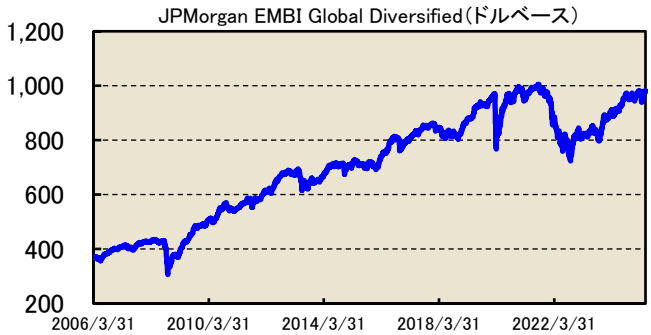

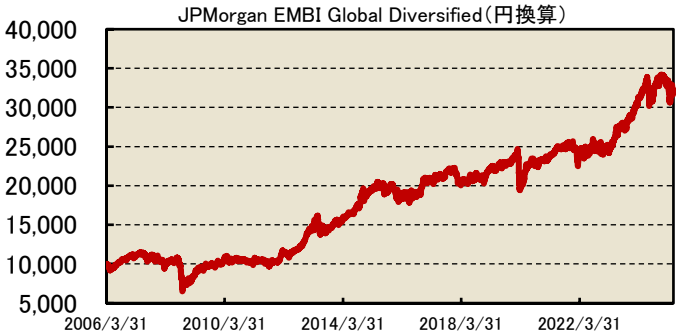

※JPMorgan EMBI Global Diversifiedに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※JPMorgan EMBI Global Diversified（円換算）は、JPMorgan EMBI Global Diversifiedを アセットマネジメントOneが円換算したもので、設定日前日を10,000として 指数化しております。

・上記の各グラフは、参考のため掲載しているものであり、将来の運用成果や市況変動を示唆するものでもありません。

JPMorganは、「JPMorgan EMBI Global Diversified（JPモルガン EMBI グローバル ダイバーシファイド）」 が参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPMorgan EMBI Global Diversifiedが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。JPモルガンは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否、またはJPMorgan EMBI Global Diversifiedが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。JPMorgan は、JPMorgan Chase & Coならびに全世界の同社の子会社および関連会社のマーケティングネームです。
Copyright 2006 JPMorgan Chase & Co. All rights reserved.

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

当ファンドは、主として外国籍の投資信託証券を通じて、新興国の政府または政府機関などが発行する債券に投資します。実質的に組み入れた債券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

１．外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

◆新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。

◆新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。

２．主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

◆ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド」（以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用：アセットマネジメントOne）に投資します。

◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90％程度以上とすることを基本とします。

◆投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。

◆ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。

※ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<u>フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの特色</u>

・新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。

・米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50％までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。

・対円での為替ヘッジは原則として行いません。

※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

３．原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

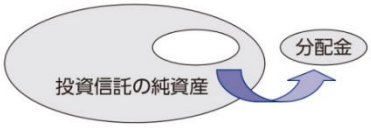

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合　　計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

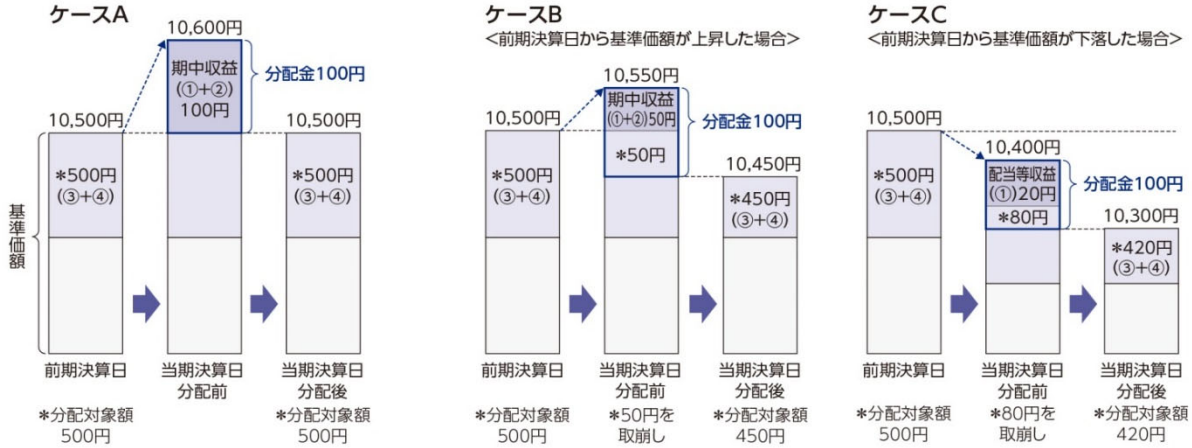

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

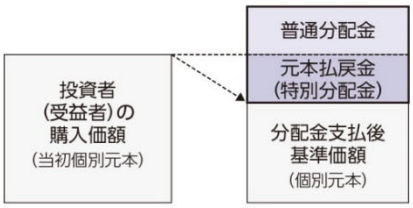

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

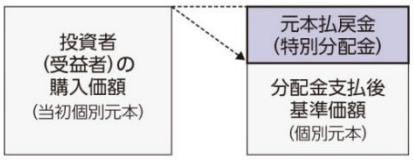

普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

新興国のリスク	新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。 新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。 その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne株式会社

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

お申込みメモ（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日　・ロンドンの銀行の休業日 ・シンガポールの銀行の休業日　・ケイマンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2028年9月15日まで（2006年3月31日設定）
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするボンド・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）させます。 ・ボンド・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・ボンド・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 ・受益権の総口数が20億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に、**3.3％（税抜3.0％）**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3％**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。
●投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 （信託報酬）	・実質的な負担：ファンドの日々の純資産総額に対して最大で**年率1.705％（税抜1.6％）程度** ※上記はボンド・ファンドを100 %組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・当ファンド：ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155％（税抜1.05％） ・投資対象とする外国投資信託：ボンド・ファンドの純資産総額に対して年率0.55％（上限） ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社（フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド）に対する投資顧問報酬（年率0.05％）が含まれます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料　・信託事務の処理に要する諸費用　・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするボンド・ファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One　アセットマネジメントOne株式会社

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

○ お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

○ 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

○ 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○ 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆
＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
［ファンドの運用の指図を行う者］
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社
［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください
＜投資顧問会社＞フランクリン　テンプルトン　インベストメント
マネジメント　リミテッド
［委託会社に対して投資助言および情報提供
などを行います。］

◆委託会社の照会先 ◆
アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。　　2025年6月18日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関　関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
三菱UFJ　eスマート証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第61号	○	○	○		
永和証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第8号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第67号	○	○	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第7号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第110号	○		○		
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第5号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3335号	○	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第127号	○		○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第26号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第164号	○		○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第20号	○				
三津井証券株式会社	金融商品取引業者　北陸財務局長（金商）第14号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第7号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関　中国財務局長（登金）第11号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第24号	○	○			※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者　北海道財務局長（金商）第1号	○				※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第20号	○				※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第169号	○				※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜備考欄について＞

※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。　　（原則、金融機関コード順）

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。　2025年6月18日現在
〇印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	〇		〇		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第633号	〇				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関　関東財務局長（登金）第10号	〇		〇		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1　新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2　備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3　備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。　（原則、金融機関コード順）

アセットマネジメントOne株式会社